



建設工事に係る土地の形質変更について
(土壤汚染対策法の概要及び
土壤汚染対策法に基づく手続きについて)

広島市役所
環境局 環境保全課 水質係
(TEL:082(504)2188)



土壤汚染対策法の制度について（概要）

調査

1

有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第3条）

2

一定規模以上の土地の形質変更届出を提出 → 土壤汚染のおそれがあると認められるとき（法第4条）

3

土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められるとき（法第5条）

4

自主調査で土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が区域の指定を申請できる（法第14条）

①～③は **土地所有者等** が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告
(所有者、管理者、占有者)

土壤の汚染状態が
指定基準を超過した場合...

区域の指定

要措置区域

(人への健康被害が生じるおそれがある)

汚染の除去等の措置 が必要

形質変更時要届出区域

(人への健康被害が生じるおそれがない)

土地の形質の変更の際は届出 が必要

土壤汚染対策法第4条第1項の届出（概要）

1 届出対象行為

土地の形質の変更の合計面積が **3,000m²以上**※ となる行為

※ 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上

※ 同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、合計面積を算出する必要があります

2 届出を行う者

土地の形質の変更をしようとする者

※ 一般的には **開発事業者や発注者** が該当

3 届出時期

土地の形質の変更に着手する **30日前まで**

4 届出後の対応

広島市（環境局環境保全課）において、当該土地で土壤汚染のおそれの基準（土壤汚染対策法施行規則第26条）に該当するかどうか審査

↓ おそれなし

工事着手へ

↓ おそれあり

調査命令

土壤汚染状況調査の実施
(ただちに工事着手できない)

土地の形質の変更とは

掘削深度、盛土等の厚さ、工事種類、工事場所にかかわらず、**土地の形状を変更する行為全般**を指します

※ 土地の形状を変更しない行為は土地の形質の変更には該当しません
(例：建物上屋のみ解体、アスファルト舗装切削オーバーレイ 等)

○具体例

- ・ 土地の掘削
- ・ 盛土（土砂の一時たい積を含む）
- ・ 土地の敷均し
- ・ アスファルト舗装及び舗装の剥離
- ・ 建物解体に伴う既存基礎等の撤去
- ・ 砂利、碎石の敷設
- ・ 抜根 等



〔配管の埋設工事等、地表面の性状（高さ、材質など）を工事前と同じ状態に戻して完了する工事であっても、工事の過程で上記の行為を伴うものは、土地の形質の変更に該当〕

届出の対象とならない行為

一定の規模以上の土地の形質の変更を行っても、法第4条第1項に基づく届出が不要な行為もあります。

○ 盛土のみの行為（土地の掘削を一切行わない工事）

※ 一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。

○ 全ての土地における掘削深度が最大50cm未満であって、対象となる土地の区域外へ土壌を搬出せず、かつ、土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更

○ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外へ土壌を搬出しない場合

○ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外へ土壌を搬出しない場合

○ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

○ 非常災害のために必要な応急措置として行われる土地の形質の変更 等

○ 具体例

・ 災害発生直後の応急仮復旧工事 等



【必須書類】

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）
- 土地の所有者等を確認できる書類
 - ・ 登記事項証明書及び公図（コピー可）
 - ・ その他土地の所有者やその土地を実質的に管理している者が分かる書類（道路台帳等） 等
- ※ 調査命令が発出された場合の相手方の所在を示す資料が必要
- ※ 土地の全部事項証明書に記載されている土地の所有者が亡くなっており、相続人が土地の所有権等を有している場合には、土地の全部事項証明書に加え、相続人であることを証する書類（戸籍謄本や住民票等）の添付が必要
- 届出の対象となる土地の場所の位置図、案内図
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図
 - ※ 掘削及び盛土の範囲並びに形質変更範囲の面積の根拠を示したもの
- 土地の形質変更の深さを示した立面図及び断面図
- ※ 届出書鑑と届出書作成のてびきについては、広島市HPで公開しています。



未届けの際の罰則について

法第4条第1項に基づく届出をせずに、土地の形質の変更を行った場合には、罰則規定（法第66条）が適用される可能性があります。

○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第4条第1項又は第12条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

三～十 （省略）

届出が漏れないよう、事前の届出準備をお願いします👉

他の主な土地の形質の変更等に係る届出等

- 土壤汚染対策法第3条第7項に基づく届出
- 土壤汚染対策法第12条第1項に基づく届出



法第3条第7項に基づく届出

調査

- 1 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(法第3条)
- 2 一定規模以上の土地の形質変更届出を提出 → 土壤汚染のおそれがあると認められるとき(法第4条)
- 3 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められるとき(法第5条)
- 4 自主調査で土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が区域の指定を申請できる(法第14条)

①～③は **土地所有者等** が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告
(所有者、管理者、占有者)

区域の指定

土壤の汚染状態が
指定基準を超過した場合...

要措置区域

(人への健康被害が生じるおそれがある)

汚染の除去等の措置が必要

形質変更時要届出区域

(人への健康被害が生じるおそれがない)

土地の形質の変更の際は届出が必要

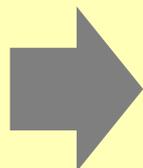


法第3条第7項に基づく届出

調査

- 1 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第3条）
 - 有害物質の使用を廃止しても、その後の土地利用方法によっては、一時的に調査義務の猶予を受けることが可能（法第3条第1項ただし書の確認）

調査義務の猶予を受けた土地で、900m²以上の土地の形質変更を実施するときには**あらかじめ**、届出書の提出が必要（法第3条第7項）



法第3条第8項に基づく調査が必要



他の主な土地の形質の変更等に係る届出等

○ 土壤汚染対策法第3条第7項に基づく届出

○ 土壤汚染対策法第12条第1項に基づく届出



法第12条第1項に基づく届出

調査

- 1 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(法第3条)
- 2 一定規模以上の土地の形質変更届出を提出 → 土壤汚染のおそれがあると認められるとき(法第4条)
- 3 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められるとき(法第5条)
- 4 自主調査で土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が区域の指定を申請できる(法第14条)

①～③は **土地所有者等** が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告
(所有者、管理者、占有者)

区域の指定

土壤の汚染状態が
指定基準を超過した場合...

要措置区域

(人への健康被害が生じるおそれがある)

汚染の除去等の措置が必要

形質変更時要届出区域

(人への健康被害が生じるおそれがない)

土地の形質の変更の際は届出が必要

法第12条第1項に基づく届出

形質変更時要届出区域

(人への健康被害が生じるおそれがない)

- 土地の形質の変更の際は届出が必要

土地の形質変更を行う場合には、原則、着手する**14日前までに** 施工に関する計画を記載した届出書の提出が必要
(法第12条第1項)

※ 施工方法や土壌の搬出等に制限がかかる

- 例) ・ 区画から汚染土壌が飛散流出しないよう措置を講じる
・ 地下水位よりも深い位置を掘削する場合には、遮水壁を打設して地下水を揚水し、地下水位を下げたて施工する など

参考情報

【広島市役所 環境保全課 窓口公開】

○ 有害物質使用特定施設を設置している事業場名簿 ※ 広島市内のみ

【広島市役所 ホームページ公開】

① 「土壌汚染対策法に係る届出様式」の掲載ページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026653/1003163.html>

② 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書作成のてびき」掲載ページ

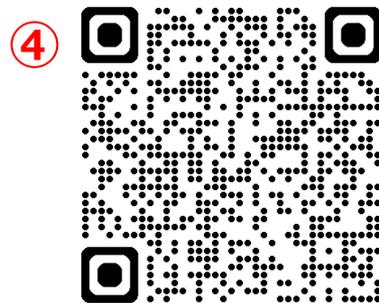
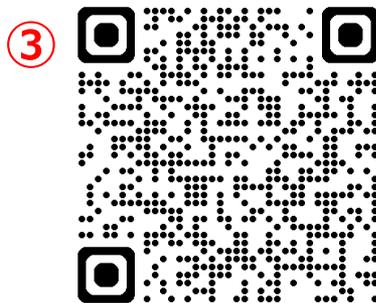
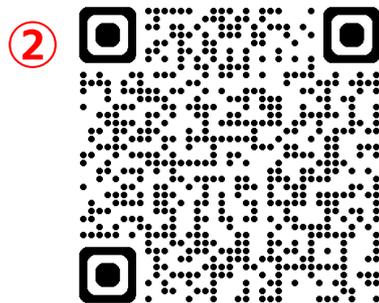
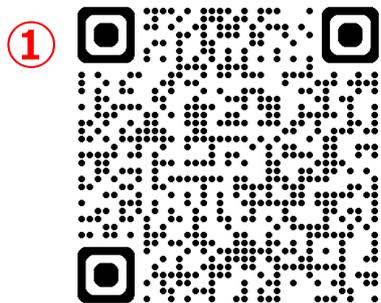
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026640/1011837.html>

③ 「要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」掲載ページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026640/1003154.html>

④ 「【自己チェック用】土地の形質の変更に伴う土壌汚染対策法等の適用の有無の確認について」掲載ページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026640/1011913.html>



ご清聴いただき、
ありがとうございました。

ご不明な点等ありましたら、以下の問い合わせ先まで
お気軽に問い合わせください。

❖問い合わせ先❖

広島市役所 環境局 環境保全課 水質係（本庁舎4階）

所在地：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話番号：082-504-2188

内線番号：3249～3246

